

神戸市立青少年科学館展示室等更新調査検討補助業務
委託募集要項（公募型プロポーザル）

令和7年4月1日

神戸市文化スポーツ局文化交流課

1 業務名

神戸市立青少年科学館展示室等更新調査検討補助業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市立青少年科学館は1984年の開館以来41年目を迎える。開館以来数年ごとに少しずつ更新を重ねたが展示物の陳腐化が進み、施設を含め科学館自体の古さが目立つようになった。そこで、全館の大規模リニューアルを実施するため、2023年5月に展示更新検討会を立ち上げ、「神戸市立青少年科学館展示更新基本計画第1期」（以下「基本計画」という。）で全体の基本構想と第1期のリニューアル整備概要を策定し、それに基づき1階の2つの展示室のリニューアルを実施した。昨年、第2期のリニューアル整備概要を策定し、現在北館の2階・3階のリニューアルを実施中であり、来年3月完成予定である。

続いて、第3期として残り2つの展示室のリニューアルを実施し、大規模リニューアルを完遂したいと考えている。しかし、宇宙と情報という範囲も広く変化も早く、かつ、大きい分野であるため、各分野における最新の技術や知見を反映させ、かつ、陳腐化が起こりにくい展示構成について時間をかけて検討する必要がある。また、当初大規模リニューアルの計画を開始した2023年と比較して物価が高騰しているため、適切な資金調達や予算の配分を検討するためにも正確な予算額を把握することとも重要であると考え、今年度、外部専門委員を構成員とする「神戸市立青少年科学館第3期展示更新調査検討会（仮称）」（以下「検討会」という。）を設置し、第3期のリニューアル整備概要をまとめ、「神戸市立青少年科学館展示更新基本計画第3期（以下「基本計画第3期」）」を策定する。

本業務は、第2・第3展示室の展示室の今後の改修に向けて、先進事例調査、改修に係る概算費用の設定、改修イメージの作成、改修業務仕様書の作成を行うものである。受託者には、業務を担当するにあたり科学館での展示等のノウハウやアイディアといった高度な専門性や経験が求められる。またそれらの裏付けとなる事業実績を有することが望ましい。価格のみの競争では上記の条件に適合する業者が選定されとは限らないため、プロポーザルを実施する。

(2) 業務内容

神戸市立青少年科学館展示室等更新調査検討補助仕様書（以下、「仕様書」という。）のとお
り。

(3) 事業規模（契約上限額）

金3,000,000円（消費税含む）以内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

(4) 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

神戸市立青少年科学館

南館3階第2展示室・南館2階第3展示室

住所 神戸市中央区港島中町7-7-6

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い
当該業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 契約書案
別紙（頭書及び委託契約約款）参照
なお、契約内容の加除を求める場合は、定められた期間内に「質問書」にその内容を記載し提出すること。
- (4) 契約保証金に関する事項
契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条の規定により納付は免除する。
- (5) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
ただし、神戸市入札参加資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。
ア 登記事項に関する履歴事項全部証明書
イ 納税証明書（国税及び地方税）
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を、滞納又は未申告である団体でないこと。
- (7) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (8) 直近 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度までの契約）において、元請として博物館、科学館（科学博物館、サイエンスセンター等）の調査業務または基本計画業務を履行した実績があること。
- (9) 参加は単体企業によること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 4 月 1 日（火） |
| (2) 参加表明書の提出 | 令和 7 年 4 月 8 日（火） |
| (3) 参加申請関係書の提出期限 | 令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 5 時必着 |
| (4) 質問票提出期限 | 令和 7 年 4 月 18 日（金） |

(5)	参加資格適否通知及び登録番号の交付	令和7年 4月21日(月)
(6)	質問に関する回答	令和7年 4月23日(水)(予定)
(7)	企画提案書の提出期限	令和7年5月 2日(金) 午後5時必着
(8)	ヒアリング	令和7年5月中旬(予定)
(9)	選定結果通知	令和7年5月下旬(予定)
(10)	契約締結	令和7年6月上旬(予定)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

① 参加表明書(様式1号-1)

イ 提出部数 1部

ウ 提出先 神戸市文化スポーツ局 文化交流課 電話番号: 078-322-5786

エ 提出方法 PDFにして電子メールにて提出

電子メールアドレス: kagakukan@city.kobe.lg.jp

電子メールの件名を「青少年科学館調査業務(企業名)」とすること。

送付後は申込先に電話連絡を行うこと。

オ 提出期間 令和7年 4月 8日(火) 午後5時まで

(2) プロポーザル参加申込書等の提出

ア 提出書類

① 参加申込書(様式第1号-2)

② 会社概要(様式第2号)

③ 類似業務実績確認書(様式第3号)

類似業務の実績を証する書類を添付すること(業務内容がわかる契約書の写し及び仕様書等)。

⑤ 誓約書(様式第4号)

神戸市入札参加資格を有しない場合は、下記の書類も併せて提出すること。

⑥ 登記簿謄本または登記事項全部証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの】

⑦ 団体の直近の税務申告書及び納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの】

イ 提出部数 2部(正本1部・副本1部)

ウ 提出先 神戸市文化スポーツ局 文化交流課

所在地: 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

電話番号: 078-322-5786

エ 提出方法

持参または郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限必着のこと。)によること。封筒に入れ「青少年科学館調査業務参加申込書在中」と封筒表に朱書すること。

郵送等の場合は、提出期限必着。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。午前9時~正午、午後1時~午後5時

なお、送付途上での事故については神戸市は一切責任を持たない。

オ 提出期間 令和7年4月15日（火）午後5時まで

カ 参加資格適否の通知及び登録番号交付

参加申請書提出者には、本プロポーザルへの適否について、令和7年4月21日（月）に電子メールで通知する。参加を認めた団体には、登録番号の交付を行う。

プロポーザルに参加する団体は提案書全頁の右下に登録番号を付すこと。

キ 参加辞退

参加申込後であっても参加を辞退することができる。その場合は「参加辞退届（様式第6号）」を企画提案書の提出期限までに持参または郵送にて提出すること。

なお、すでに受理した参加申込書等の書類一切は返却しない。

（3）質問の受付

ア 受付期間 令和7年4月9日（水）から令和7年4月18日（金）午後5時まで

イ 提出場所 神戸市文化スポーツ局文化交流課

電子メールアドレス：kagakukan@city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

様式第5号に簡潔にまとめ、電子メール（テキストデータ：ワード等）で提出する。

※ 画像データは不可

※ 件名を【青少年科学館調査業務質問（団体名）】とすること

※ 送信後2日を超えて受領連絡の返信メールがない場合は、受信されているかの確認を電話にて行うこと

エ 回答 質問内容及び回答は、参加申請者のうち参加資格を有する者全員に対して、電子メールにより、令和7年4月23日（水）（予定）に行う。ただし、質問内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

（4）企画提案書の作成要領

企画提案書には、様式に沿って、次の項目について記載すること。

ア 企画提案内容

- ① 調査検討業務の進め方
- ② 先進事例の調査方法について
- ③ 収集した先進事例の整理分析方法について
- ④ 実務実施体制および業務計画
- ⑤ 業務実績

イ 企画提案書の記載事項（1案に限る）

a 調査検討業務の進め方

提案にあたって次の内容を考慮すること

「情報」「宇宙」各分野ごとに有識者会議を期間内に5回程度開催する

10月中旬には概算での改修予算を算出できるよう計画すること。

b 先進事例の調査方法について

調査手法を提案すること。

c 収集した先進事例の整理分析方法について

d 本業務の実施体制・業務計画表

e 本業務担当者の経歴

f 類似業務実績

g 提案額調書及び提案額内訳書

※企画提案書は、本調査業務における具体的な取り組み方法についての提案を求めるものであり、成果の一部(具体的なイラスト、図面、模型写真等)の作成や提出を求めるものではなく、要求した以外の資料は審査の対象としない。

ウ 企画提案書の形式

① 主要となる文章の本文で使用する文字は 10.5 ポイント以上とすること。

② 全ての記載事項は A 3 版横使い横書き左綴り（左余白 25mm、カラー可）とすること。

但し、g 提案額調書は A 4 版で正本のみに添付する。

③ 提案書は、項目ごとに以下の枚数とすること。

a、b で 1 枚、c、d で 1 枚、e、f で 1 枚、g で 1 枚、h で 1 枚

④ 表紙、通し番号を付すこと（表紙は頁数には含まない）。

⑤ 表紙には、業務名称及び提出日付を明記すること。提案団体名を正本 1 部にのみ記載し副本には記載しないこと。

⑥ 登録番号を提案書全頁の右下に付すこと。

(5) 企画提案書の提出方法等

ア 提出方法

持参または郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限必着のこと。）によること。封筒に入れ「青少年科学館調査業務参加申込書在中」と封筒表に朱書すること。

郵送等の場合は、提出期限必着。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

なお、送付途上での事故については、神戸市は一切責任を持たない。

イ 提出期間 令和 7 年 5 月 2 日（金）必着とする。

ウ 提出部数

A 3 版企画提案書 10 部（正本 1 部・副本 9 部）

及び電子データ（PDF 形式）を CD-R 又は DVD-R にて提出する。

※副本については全ての頁において、提案団体の固有名詞は記載しない。

エ その他

提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は「神戸市立青少年科学館調査業務評価基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

ア 提案のあった企画提案書等及びヒアリングの内容を、神戸市立青少年科学館調査業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、その意見を受けて神戸市が選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ ヒアリング

次のとおり、企画提案に係るヒアリングを実施する。実施日時及び実施場所については、後日

詳細を通知する。なお、参加人数は各団体5名以内とする。

① 開催日時 令和7年5月中旬（正式な日時等は別途連絡する）

② 場所 神戸市役所

神戸市中央区加納町6-5-1

③ 所要時間 所要時間：30分（予定）

エ 説明資料等

ヒアリング時の資料については、事前に提出した企画提案書のみを使用するものとする。また、ヒアリング時の追加資料の提出は受理しない。ただし、提案書に記載した機器等の性能や特徴などを分かりやすく伝えるための映像、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。提案団体が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。

オ 使用機器等

大型ディスプレイまたはプロジェクターとスクリーンは本市が用意する。（詳細は別途連絡）

カ 出席しない場合の措置

ヒアリングに出席しない場合は、選定から除外する。

（3）選考項目

選考項目は別表1のとおり

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員又は本市職員や神戸市立青少年科学館関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ 提案書等に記載すべき事項に不備がある場合

カ 提案書に記載された本業務担当者が担当できないことが明らかになった場合。

ただし、やむを得ない合理的な理由があると本市が認める場合は除く。

キ 4に定める応募資格の要件を満たさなくなったとき。

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うなど、選定委員会が不適格と認めるとき。

（5）選定結果の通知及び公表

ア 選考結果については、令和7年5月下旬（正式な日時等は別途連絡する）に代表者に電子メール及び郵送により通知するとともに、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。なお、正確な通知日については、別途連絡する。

イ 選考経緯については、公表しない。

ウ 選考内容及び結果についての異議・質問等は、一切認めない。

8 その他

（1）提案に要する費用、条件等

ア 提出された提案書等は、返却しない。

イ 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案団体の負担とする。

ウ 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案団体が負うものとする。

エ 提案書等の内容に含まれる著作権は、それぞれの提案団体に帰属するものとするが、選考結果の公表及びその他神戸市が必要と認めるときには、著作権法第 18 条第 3 項に基づき、神戸市はこれを無償で利用できるものとする。

オ 提案団体が提出する書類は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

カ 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式第 8 号）を提出するものとする。なお、すでに受理した書類一切は返却しない。

キ 提出期限までに提案書を提出しない団体は、辞退したとみなす。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市文化スポーツ局文化交流課（電話番号 078-322-5786）

kagakukan@city.kobe.lg.jp